

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年8月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1900740号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2000034号

第1 結論

請求者のA社B所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年6月29日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和54年6月29日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年6月29日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年6月29日から同年7月1日まで

私は、A社に入社し、3か月の研修を終えて正式に配属が決まり異動したが、その際の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B所において厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において、A社B所に継続して勤務(昭和54年7月1日にA社B所からA社へ異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B所における昭和54年5月の厚生年金保険の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年6月29日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900776 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000032 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 16 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 44 年 8 月 30 日から昭和 58 年 4 月 9 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないことから、年金記録の訂正請求を行っていたが、昨年 * 月に亡くなつた。詳細については、生前、夫が陳述したとおり、健康保険と厚生年金保険はセットで加入しており、保険料を給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間の始期である昭和 44 年 8 月 30 日時点において厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の者が、自身が退職した時に訂正請求記録の対象者はまだ勤務していた旨回答していることから、訂正請求記録の対象者が請求期間の一部に、同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 49 年 1 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなつておらず、同社の元事業主は、請求期間当時の内部資料は倒産後にすべて廃棄しており、何も記憶していない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、取締役、監査役又は清算人として氏名が確認できる者のうち、5人が同社で厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、二人は既に亡くなつており、二人は住所が判明せず、連絡可能な一人に照会するも回答を得られないことから、訂

正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、訂正請求記録の対象者がダンスホール「B」の総支配人として名前を記憶していた者は住所が判明せず、総務担当として記憶していた者は既に亡くなっている上、複数の者が、同社の社会保険又は経理担当として名前を挙げた4人についても、一人は既に亡くなっている上、一人は住所が判明せず、連絡可能な二人に照会するも回答を得られないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000026 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000033 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 10 月 1 日から平成 29 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給された給料額より低く記録されていた。同社が訂正の届出を行ったが、請求期間については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。このままでは、将来的に受け取れる年金額が低くなるので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給された給料額より低く記録されているとして、請求期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額を上回る場合である。

しかしながら、A 社から提出された賃金台帳によると、資格取得時の標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（11 万円）より高額であることが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（11 万円）は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（11 万円）と同額であることが確認できることから、訂正是認められない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。